

意見書（案）第33号

都立病院・公社病院の「地方独立行政法人」化の中止に関わる意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者	三鷹市議会議員	伊 沢 けい子
賛成者	〃	栗 原 けんじ

都立病院・公社病院の「地方独立行政法人」化の中止に関わる意見書

2020年3月31日、小池東京都知事と東京都病院経営本部は都立病院・公社病院の「地方独立行政法人」化を2022年度内に行うとした「新たな病院運営改革ビジョン」を発表した。

その内容は、府中市にある多摩総合医療センター、小児総合医療センター、神経病院をはじめとした都立病院8病院と多摩南部地域病院（多摩市）、多摩北部医療センター（東村山市）をはじめとする東京都医療保健公社6病院を全て東京都の直営から東京都が直接関与できない「地方独立行政法人」に切り替えるものである。

新型コロナウイルス感染症への対応を真っ先に行ったのが都立病院・公社病院である。東京の感染症指定病院は15病院118床（3月時点）で、そのうち80床は都立病院・公社病院の4病院が占めている。また、都立病院は民間で採算が取れず運営困難な感染症医療、災害医療、特殊救急医療、高度医療、周産期医療、難病医療、小児特殊医療等を「行政的医療」として行ってきた。感染症対策では、ECMO導入や陰圧室の整備など、高額備品や設備の準備、医療従事者の訓練などが平時から行われている。だからこそ緊急時の早急な対応が可能であり、都民の命・暮らしを守り、地域医療を支える重要な役割を果たしている。

「地方独立行政法人」は、毎年補助金が削減され、独立採算が求められる。患者・利用者負担が増え、採算が取れない感染症医療や難病医療などの「行政的医療」は著しく低下することが危惧される。このことは、10年前、「地方独立行政法人」化された東京都健康長寿医療センターで、「行政的医療」に関わる運営負担金が13%も減らされ、差額ベッド代が新たに徴収され、入院保証料が10万円かかるなど、患者負担が増えたことから明らかである。

今回の新型コロナウイルス感染症では、知事が直接都立病院・公社病院に対応を指示することができ、すぐに医療体制の整備が行われた。しかし、「地方独立行政法人」になると、東京都ができるのは直接の指示ではなく、依頼、お願い、要請となってしまう。これでは対応に遅れが生じかねず、都民の命と暮らし、健康を守ることは困難になる。

「地方独立行政法人」は採算を優先し、感染症受入れ病床を縮小、医療崩壊はより早期に、かつ確実に起き、救える命も救えなくなってしまう。

新型コロナウイルス感染症が収束せず、今後の感染拡大が危惧される中、今東京都としてやるべきことは、都立病院・公社病院を「地方独立行政法人」化して医療現場に不安と混乱を起こすことではなく、安心して医療に専念できるようあらゆる支援を行うことである。

よって、本市議会は、東京都に対し、直ちに都立病院・公社病院の「地方独立行政法人」化を中止し、地域医療の充実を図ることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司